



山形県公報

平成26年4月1日(火)

号 外 (14)

目 次

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則4-1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県人事委員会規則4-5 (公益法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則…… 2
- 山形県人事委員会規則5-1 (給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則…………… 3
- 山形県人事委員会規則14-3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則…… 9

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山形県人事委員会

委員長 安 孫 子 俊 彦

別表第1行政職給料表適用職の知事の出先機関の項職級3の欄中「西村山税務課長、北村山税務課長、」及び「、西置賜税務課長」を削り、「総合支庁の室長」を「総合支庁の室長(西村山税務室長、北村山税務室長及び西置賜税務室長を除く。)」に改め、同項職級4の欄中「西村山税務課長、北村山税務課長、」及び「、西置賜税務課長」を削り、「次長(総合支庁の次長を除く。)」を

「総合支庁の西村山税務室長、北村山税務室長及び西置賜税務室長次長(総合支庁の次長を除く。)」に改め、同項職級5の欄中「分所長(小国分

所長を除く。)」を「分所長(小国分所長を除く。)」に改め、同項職級6の欄中「主任判定員」を主任専門児童心理司」

「主任判定員主任児童心理司」に改め、同表行政職給料表適用職の知事の収用委員会事務局の項職級6の欄中「主査」を

「」に改め、同表行政職給料表適用職の教育委員会の教育庁の本庁の項職級6の欄中「主査」を

「主査主任主査」に改め、同表行政職給料表適用職の教育委員会の教育機関の項職級6の欄中「専門学芸員」を削り、

同表企業局職員の職の企業管理者の事業所の項職級6の欄中「主査」を「主任主査」に改め、同表病院事業局職員

の職の病院事業管理者の本局の項職級4の欄中「副主幹課長補佐専門員」を「副主幹課長補佐」に改め、同表病院事業局職員の職

の病院事業管理者の病院の項中「事務局長 事務局次長主幹」を「副院長 事務局長 事務局次長主幹 鶴岡病院の部長」に改め、同項

「主任判定員
職級6の欄中 主任医療相談員を主任診療情報管理士に改め、同表海事職給料表適用職の知事の項職級
主任診療情報管理士」主任診療情報管理士」主任精神保健福祉士」

6の欄中「主任通信士」を主任通信士に改め、同表医療職給料表(2)適用職の知事の項職級3の欄中
主任機関士」

「庄内食肉衛生検査所長」を内陸食肉衛生検査所の次長に改め、「(検査課長を除く。)」を削り、同項職級4の
欄中「食肉衛生検査所の次長及び支所長」を「食肉衛生検査所の次長及び支所長（内陸食肉衛生検査所の次長を除

く。)」に改め、「総合支庁の検査課長」を削り、同項職級5の欄中
業務名を冠する主査」を業務名を冠する主査 総保育長」に改め、

同項職級6の欄中「主任栄養士」を主任栄養士に改め、同表医療職給料表(2)適用職の教育委員会の県立
主任管理栄養士」

学校の項職級6の欄中 主任栄養士」を主任栄養士 主任管理栄養士」に改め、同表病院事業局職員の職の病院事業

管理者の病院の項職級6の欄中「主任栄養士」を主任管理栄養士に改め、主任あん摩マッサージ指圧師
主任歯科衛生士
主任歯科技工士
主任視能訓練士」

削り、同表医療職給料表(3)適用職の知事の本庁の項中
業務名を冠する主査」を

「専門員」主任保健師」に改め、同表医療職給料表(3)適用職の知事の出先機関の項中

「総合支庁の課長 看護部長 業務名を冠する主査 看護師長 総保育長」を「看護部長 専門員 業務名を冠する主査 看護師長」に改め、同表病院事業局職
課長補佐」

員の職の病院事業管理者の病院の項職級6の欄中 主任看護師」を係長 主任看護師」に改める。

別表第3医師及び歯科医師の職の知事の本庁の項職級1の欄中 医療政策監」を医療統括監」に改め、同
表医師及び歯科医師の職の知事の出先機関の項職級2の欄中「衛生研究所の副所長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成26年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第10号中「公立
大学法人山形県立米沢女子短期大学」を「山形県公立大学法人」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第11号を
第10号とし、第12号を削り、第13号を第11号に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

（山形県人事委員会規則5-1の一部改正）

第1条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「衛生研究所」を「本庁、衛生研究所」に改める。

別表第1のトの表4級の項標準的な職務の欄中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、第2項の前に次の1項を加える。

1 医療統括監の職務

別表第1のチの表中「栄養士又は」を「栄養士、管理栄養士又は」に改め、同表5級の項標準的な職務の欄第1項中「次長」を「次長、支所長」に改め、同欄第2項中「検査課長又は」を削り、同表6級の項標準的な職務の欄第3項中「5級及び」を削る。

別表第1のリの表5級の欄中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げ、同表6級の欄中第2項を第3項とし、第1項中「課長」を「主幹」に改め、同項を第2項とし、第2項の前に次の1項を加える。

1 総合療育訓練センターの看護部長の職務

| | | | | | |
|--------|------|-----|-----------------------|-----|---|
| 別表第10中 | 知事部局 | 本 庁 | 部 長 危機管理監 会計管理者 | 特1種 | を |
| | | | | | |

| | | | | |
|------|-----|-------------------------|-----|----|
| 知事部局 | 本 庁 | 部 長 | 特1種 | に、 |
| | | 危機管理監 会計管理者 医療統括監 | | |

| | | | |
|-----------|-----|-----|---|
| 内陸食肉衛生検査所 | 所 長 | 1 種 | を |
| | 主 幹 | 4 種 | |

| | | | |
|-----------|-----|-----|----|
| 内陸食肉衛生検査所 | 所 長 | 1 種 | に、 |
| | 次 長 | 4 種 | |
| | 主 幹 | | |

| | | | |
|-----------|-------|--------------------------------|---|
| 衛 生 研 究 所 | 所 長 | 1 種 | を |
| | 副 所 長 | 4 種 | |
| | 主 幹 | （副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種） | |

| | | | |
|-------|-------|-----|----|
| 衛生研究所 | 所 長 | 1 種 | に、 |
| | 副 所 長 | 3 種 | |
| | 主 幹 | 4 種 | |

| | | | |
|--|--------|-----|---|
| | 総務療育部長 | 4 種 | を |
| | 支 所 長 | | |
| | 看護部長 | | |

| | | | |
|--|--------|-----|----|
| | 総務療育部長 | 4 種 | に、 |
| | 支 所 長 | | |
| | 看護部長 | | |

| | | | |
|--------------|-----|-----|---|
| 庄内職業能力開発センター | 所 長 | 4 種 | を |
| | 主 幹 | 6 種 | |

| | | | |
|--------------|-----|-----|----|
| 庄内職業能力開発センター | 所 長 | 4 種 | に、 |
|--------------|-----|-----|----|

| | | | |
|--------|-----|-----|---|
| 病虫害防除所 | 所 長 | 3 種 | を |
|--------|-----|-----|---|

| | | | |
|--------|-----|-----|----|
| 病虫害防除所 | 主 幹 | 4 種 | に、 |
|--------|-----|-----|----|

| | | | |
|--|------------|-----|---|
| | 課 長 | 3 種 | を |
| | 自動車警ら隊長 | | |
| | 科学捜査研究所長 | | |
| | 機動捜査隊長 | | |
| | 交通機動隊長 | | |
| | 高速道路交通警察隊長 | | |
| | 機動隊長 | | |
| | 監 察 官 | | |
| | 管 理 官 | | |

| | | | |
|--|------------|-----|-------|
| | 課 長 | 3 種 | に改める。 |
| | 科学捜査研究所長 | | |
| | 機動捜査隊長 | | |
| | 交通機動隊長 | | |
| | 高速道路交通警察隊長 | | |
| | 機動隊長 | | |
| | 監 察 官 | | |
| | 管 理 官 | | |

別表第10の2のへの表中 「 4 級 1 種 110,100円 」 を

| | | | |
|-----|-------|----------|-------|
| 4 級 | 特 1 種 | 137,700円 | に改める。 |
| | 1 種 | 110,100円 | |

別表第14イの表中 「 高坂ダム管理課（最上郡真室川町大字差首鍋2035） 2 級 を
山形警察署 築沢駐在所 」

| | | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|------------------------|-------|
| 「高坂ダム管理課（最上郡真室川町大字差首鍋2035）」 | 2 | 級 | に、 |
| 「庄内警察署 鶴岡警察署」 | 立谷沢駐在所 福栄駐在所 | | を |
| 「庄内警察署」 | 立谷沢駐在所 | | に改める。 |
| 別表第15イの表中 | 「尾花沢市立寺内小学校 同 上柳小学校 金山町立中田小学校」 | | を |
| 「尾花沢市立福原小学校 同 上柳小学校」 | | | に、 |
| 「小国町立沖庭小学校 鶴岡市立朝日大泉小学校 同 山戸小学校」 | | | を |
| 「鶴岡市立山戸小学校」 | | | に改める。 |
| 別表第18中 | 「酒田市田沢字小平34-2 酒田市字総光寺沢12」 | 酒田市立田沢小学校 酒田市立松山中学校 | を |
| 「酒田市田沢字小平34-2」 | 酒田市立田沢小学校 | | に改める。 |
| 「鶴岡市鼠ヶ関乙132-1 鶴岡市木野俣乙36-2」 | 鶴岡警察署鼠ヶ関駐在所 鶴岡警察署福栄駐在所 | | を |
| 「鶴岡市鼠ヶ関乙132-1」 | 鶴岡警察署鼠ヶ関駐在所 | | に改める。 |

（山形県人事委員会規則5-1等の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（平成18年4月1日）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成19年1月1日以後」を「平成26年4月1日（以下この項において「調整日」という。）以後」に、「者のうち」を「者（同日において38歳に満たない職員（山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年11月県条例第39号）附則第5項の規定、山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年12月県条例第53号。以下「平成25年改正条例」という。）による改正前の山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「条例」という。）附則第23項又は平成25年改正条例による改正後の条例附則第23項の規定により号給の調整を受けることとなった者との権衡上必要があると認められるもの（以下この項において「権衡職員」という。）に限る。）を除く。）のうち」に、「平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を」を「当該」に、「山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年11月県条例第39号）附則第5項の規定により、平成23年4月1日における号給の調整を受けることとなった者又は山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「条例」という。）附則第23項の規定により、平成25年4月1日における号給の調整を受けることとなった者との権衡上必要があると認められるもの」を「権衡職員」に改め、同項第2号中「平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日」を「調整日」に、「45歳」を「46歳」に、「者」を「職員」に改め、同項第3号中「平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日」を「調整日」に、「38歳」を「45歳」に、「者」を「職員」に改め、同項第4号中「平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日」を「調整日」に、「37歳」を「40歳」に、「者」を「職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(平成26年4月1日における号給の調整)
- 2 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「条例」という。）附則第23項の調整考慮事項並びに平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員等は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 平成26年4月1日（以下「調整日」という。）において40歳以上45歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員
 - (2) 調整日において39歳である職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかのみ該当する職員
 - (3) 調整日において39歳である職員でその者の属する職務の級における最高の号給の1号給下位の号給を受ける職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
 - (4) 調整日において38歳である職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
 - (5) 調整日において38歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員
- 3 条例附則第23項の特に調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員等は、調整日において39歳である職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員（前項第3号に掲げる職員を除く。）とする。
- 4 前2項の平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 平成19年1月1日において山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（平成18年4月1日。以下「平成18年改正規則」という。）附則第7項の規定により号給を決定された職員又は同項の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と、同項中「第40条第1項から第3項まで」とあるのは「第40条第2項及び第3項」と、「同条第1項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、同条第2項」とあるのは「同条第2項」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日に受けることとなる号給とが異なる職員（次に掲げる職員を除く。）
 - イ 平成19年1月1日から調整日までの間に、山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「規則」という。）第28条第3項、第31条第2項（規則第33条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第47条の規定により号給を決定された職員（以下「上位資格取得等職員」という。）
 - ロ 平成19年1月1日から調整日までの間に、給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない規則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員
 - ハ 平成19年1月1日から調整日までの間に、人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員（以下「個別承認職員」という。）
 - ニ 平成18年4月1日から同年12月31日までの間に、休職にされていた期間、専従許可を受けていた期間、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた期間、育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間、大学院修学休業をしていた期間、自己啓発等休業をしていた期間又は休暇のため引き続いて勤務していなかった期間（以下「休職等期間」という。）がある職員のうち人事委員会の定めるもの
 - (2) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
 - イ この規則による改正前の平成18年改正規則附則第6項（山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（平成23年4月1日）第2条の規定による改正前の平成18年改正規則附則第6項及び山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（平成25年4月1日）第2条の規定による改正前の平成18年改正規則附則第6項を含む。以下「改正前平成18年改正規則附則第6項」という。）の規定により号給を決定された職員であって、改正前平成18年改正規

- 則附則第6項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成18年11月1日）前となるもの
- ロ 山形県人事委員会規則4-6（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）第8条の規定により号給を決定された職員（以下「初任給均衡決定職員」という。）のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員
- (3) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、規則第28条第3項又は第31条第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、改正前平成18年改正規則附則第6項の規定により号給を決定された職員であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日（平成22年1月1日以後に規則第28条第3項又は第31条第2項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成18年11月1日）前となる職員及び規則第47条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの
- (4) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
- イ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成18年12月31日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。以下同じ。）があつたものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
- ロ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (5) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員
- 5 第2項及び第3項の平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 平成20年1月1日において規則第40条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成18年改正規則附則第8項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるものを除く。）
- (2) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- イ 改正前平成18年改正規則附則第6項の規定により号給を決定された職員であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成19年11月1日）前となるもの
- ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員
- (3) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、規則第28条第3項又は第31条第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、改正前平成18年改正規則附則第6項の規定により号給を決定された職員であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日（平成22年1月1日以後に規則第28条第3項又は第31条第2項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成19年11月1日）前となる職員及び規則第47条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの
- (4) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成20年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間

がある職員を除く。）

イ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成19年12月31日に当該給料表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(5) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員

(6) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

6 第2項及び第3項の平成21年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成21年1月1日において規則第40条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と、平成18年改正規則附則第8項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるものを除く。）

(2) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ 改正前平成18年改正規則附則第6項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年11月1日）前となるもの

ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

(3) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、規則第28条第3項又は第31条第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、改正前平成18年改正規則附則第6項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に規則第28条第3項又は第31条第2項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成20年11月1日）前となる職員及び規則第47条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

(4) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成21年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

イ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成20年12月31日に当該給料表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(5) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員

(6) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

7 平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であって、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち人事委員会の定める職員については、人事委員会の定めるところにより、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。

8 特別の事情により第2項から前項までの規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（管理職手当に関する特例）

9 この規則の施行の日において、規則第51条の規定により職務の級を行政職給料表9級に決定された職員の職は、当該職が発令されている間、同規則別表第10の本庁の部長の職が掲げられている職欄に掲げられているものとみなす。

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

別表知事部局本庁の項職の欄中「危機管理監」を「危機管理監、医療統括監」に、「医療政策監」を「参事（部付参事を除く。）」に、「農政企画課にあつては人事を担当するものに限り」を「農業技術環境課」に、「森林課」を「林業振興課」に、「総務」を「総務又は秘書」に改め、「秘書専門員」及び「県有財産管理主査」を削り、同表知事部局出先機関総合支庁の項職の欄中「室長（）」を「室長（税務室長、）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成26年4月1日印刷
平成26年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056